

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

2021年12月20日

株式会社東名

I. 総 則

1. 基本的な考え方

東名グループ（以下、当社グループという）は、環境、社会、ガバナンスを中長期的な企業価値向上と持続的成長につなげるための重要な経営課題として取り組みます。企業活動を通じて環境、社会の持続可能な発展に貢献することをめざしており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの充実・強化が必要であると認識しています。

コンプライアンス意識を徹底するとともに、経営環境に柔軟に対応できる業務執行体制、牽制がとれた監督・監査体制を確立・強化し、経営の効率性、健全性、透明性及び公平性を高めていく方針です。高い企業倫理と遵法精神による社会からのゆるぎない信頼の獲得に向け対応します。

2. 経営理念・行動準則

経営理念、経営ビジョン及び行動指針等の行動準則を定め、当社グループ役職員はこれを実践します。また、当社グループは、当社グループで働く全ての役員及び従業員が「経営理念」の趣旨・精神を尊重した行動が実現できる企業文化・風土の醸成に努めるとともに、取締役会において役職員等の遵守状況を確認します。

(1) 経営理念

すべての人々に感動と満足を提供し続けます。

時代のニーズを常に見据えながら変化をチャンスと捉え、ソリューションカンパニーとして新しい価値の創造（感動）を提供するため、全従業員を尊重し、しあわせの実現（満足）を目指すことにより、豊かでより良い社会づくりに貢献する企業グループであり続けます。

(2) 経営ビジョン（目指す企業像）

●お客様へ

お客様の期待を超える対応により、感動と満足を提供し続ける企業グループを目指します。

●従業員へ

全ての従業員の多様性、人格、個性が尊重され、安心して働きやすい職場と、能力が最大限に発揮できる環境を整え、感動と満足を提供する企業グループを目指します。

●株主・投資家の皆様へ

株主をはじめすべてのステークホルダーに対して幅広くコミュニケーションを図り、適時・適切でわかりやすい情報開示を行います。継続的な成長を通じ株主価値の向上に努め、永続的に応援したいと思っただけけるよう、感動と満足を提供する企業グループを目指します。

●地域社会へ

法令を遵守し、自由競争に基づく公正・透明な事業活動を行います。雇用の創出と環境に配慮したサービス等の提供を通じて社会に必要とされ、持続可能な社会の実現に寄与し、感動と満足を提供する企業グループを目指します。

(3) 行動指針

我々は、常にすべての人々の満足の為に行動すること。

我々は、常に変化をチャンスと捉え行動すること。

我々は、常に新しい可能性を目指して行動すること。

我々は、常に社会に必要とされる会社を目指して行動すること。

3. コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の制定・改定等

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針の制定・改定は、取締役会の決議によるものとします。

II. 株主の権利・平等性の確保

1. 株主の権利・平等性の確保の方針

株主の権利及び平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組むとともに、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行います。

2. 株主総会

(1) 株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話を行うにあたっての重要な場であることを認識し、株主の意思が適切に当社経営に反映さ

れるよう、株主の属性等を踏まえ十分な環境整備を行います。

海外投資家を考慮し、招集通知の英訳を招集通知発送日に当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイト等へ掲載します。

- (2) 株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイト等へその内容を掲示する等、電子的手段による公表を行います。
- (3) 多くの株主が株主総会へ出席することにより、株主との建設的な対話を実現するために、株主総会の開催日等を適切に設定します。

3. 資本政策

- (1) 中長期的な企業価値向上を目指して、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要となる十分な株主資本の水準を保持しつつ、戦略的投資および設備投資等を行います。また、配当方針に整合的な範囲においての配当および機動的な財務諸施策を行います。
- (2) 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合は、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会においてその必要性および合理性について十分審議の上、決議するとともに、速やかに開示し、株主に対して十分な説明を行います。

4. 政策保有株式

- (1) 投資株式について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資とし、純投資目的以外の目的で保有する上場株式（以下、「政策保有株式」といいます。）に区分します。
- (2) 事業上やその他分野で取引・協力関係にある企業と将来にわたり取引・協力関係の維持・強化を図ることで中長期的な観点から事業の安定化などを通じ当社の企業価値向上に資すると判断した場合について、政策保有株式を保有することとします。
- (3) 政策保有株式は、定期的に取り締役会において保有目的等の定性面に加え、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化、保有に伴う便益などを経済合理性の観点から定量的に検証し、保有の継続の可否を決定し、保有の意義が希薄と考えられる株式については、市場への影響やその他考慮すべき事情に配慮しつつ売却を進めます。
- (4) 政策保有株式に係る議決権の行使について、原則として、すべての議案に対して議決権を行使することとし、発行会社のコーポレート・ガバナンス体制、中長期的な企業価値向上及び事業の安定化などを通じ当社の企業価値向上の観点を踏まえ、当社の

企業価値向上を毀損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案毎の賛否を適切に判断します。

特に、組織再編に関する議案、株主提案、その他著しく企業価値が毀損していると認められる保有先の議案等については、企業価値向上に資するものであるか十分に検証のうえ、議決権を行使します。なお、議案に賛成できないと判断する場合は、売却の可否について検討します。

(5) 当社株式を政策保有株式として保有する会社から株式売却の意向が示された場合、取引縮減の示唆等による妨げは行いません。

(6) 政策保有株主との取引においても、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取引の経済合理性を十分に検証して行います。

5. 買収防衛策

企業価値を向上させることが、結果として買収防衛策につながるとの考えのもと、買収防衛策は導入しません。当社の株式が公開買付された場合は、取締役会として公正な判断を行い、その考えを株主へ明確に説明します。

6. 関連当事者取引

関連当事者取引については、原則、行わない方針です。なお、やむを得ず取引を行う場合には、「関連当事者取引管理規程」の規定に従い、取引の適正性を確保するため、当該取引自体の事業上の必要性等を慎重に判断した上で、取引条件の妥当性を確認し、取締役会の承認を得ることとします。当社グループの役員及びその近親者との取引の有無については、事業年度ごとに書面による調査を行い、取引状況の把握・管理を行います。

Ⅲ. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他のさまざまなステークホルダーと適切に協働するよう努めます。

1. サステナビリティを巡る課題への対応

気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題に適切に対応するとともに、CSR活動を含む対応状況等につい

て開示します。

2. 社内の多様性の確保

経営理念の実現に向け、あらゆる多様性（性別・年齢・障がい・国籍・学職歴・雇用形態・価値観等）を尊重し、多様な発想・考え方を有する人材を認め活かし、一人ひとりの能力が最大限発揮できる環境の整備を強化します。

- (1) 女性、中途採用者の管理職への登用等の測定可能な目標を定め、その状況を開示します。
- (2) 中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針及び社内環境整備方針を定め、その実施状況を開示します。

3. 内部通報

社内のコンプライアンス違反行為の防止および早期発見による自浄機能の向上を図り、会社の社会的信頼の確保に資するため、「内部通報規程」を定め内部通報の仕組みを整備し、経営陣から独立した社外窓口として「東名目安箱」を設置します。通報された内容は、法令、社内規程に従って厳格に秘密として管理・調査し、通報者に対する不利益な取り扱いはい行いません。また、内部通報制度の運用状況については、定期的に取り締役会に報告し、運用状況を監督します。

IV. 適切な情報開示と透明性の確保

様々なステークホルダーとの長期的な信頼関係の構築および経営の透明性向上を図るため、ステークホルダーに必要と考えられる情報を、法定開示および任意開示の両面において、ディスクロージャー・ポリシーに則り、迅速性、正確性、公平性に配慮して伝達します。

V. 取締役会等の責務

1. 取締役会・取締役

取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、社外監査役を含めた監査役および監査役会により職務執行状況等の監査を実施します。

- (1) 取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令で定められた事項、経営に係る重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行います。
- (2) 取締役会は、業界・事業に係る見識、各種法令に係る見識、会計並びに税務に係る見識、また、事業全般における経営に係る見識・経験を持つ人材により、バランスよく多様性に富んだ者により構成します。また、独立の立場から客観的に助言及び業務執行を監督することができる複数名の独立社外取締役を選任します。
- (3) 経営陣幹部及び取締役の候補者については、会社の内外を問わず、企業経営の諸問題に精通し、人格・見識・実行力に優れ、経営陣幹部又は取締役として職務を全うできる人物を候補者とします。要件に合致する取締役候補者は、その適格性等を取締役会にて審議の上、決定します。
- (4) 各取締役へ特に期待する知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスを作成し、当社ウェブサイト等へ掲載します。
- (5) 取締役がその任期中、各選定基準の条件の全部又は一部を充たさなくなった場合や当社の取締役として不適格であると認められる場合は、取締役会の審議を経たうえで、法令にもとづき所定の解任手続をとります。
- (6) 取締役の選任にあたっては、株主総会招集通知において略歴、地位及び重要な兼職の状況その他事項の記載を行い、また候補の理由を開示します。なお、取締役を解任すべき事情が生じた場合には、適時開示資料などにその理由を記載します。
- (7) 取締役会は、法令による取締役会の専決事項並びに「取締役会規程」に定める重要事項の審議、意思決定をします。それ以外の業務執行については、効率的に職務執行する体制として「職務権限規程」「稟議規程」等により権限及び責任の範囲を定め、代表取締役、担当役員等に委任します。
- (8) 独立社外取締役の選任に際して、会社法に定める社外取締役の要件並びに証券取引所の定める社外役員の独立性に関する判断基準を充足し、かつ高い専門性及び見識を有する者を独立社外取締役に指名する基準とします。
- (9) 取締役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示し、兼任数は合理的な範囲とします。
- (10) 社外役員を含む各取締役、各監査役に対して取締役会全体の実効性について質問表を用いて意見等を集約し、分析・評価を実施し、その結果の概要を適切に開示します。
- (11) 社外役員である取締役及び監査役を構成員とする社外役員による連絡会を定期的開催し、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ります。

(12) 取締役会は、次に掲げる項目を確保しつつ、その審議の活性化を図るように努めます。

①取締役会の資料が、会日に十分先立って配布されるようにすること

②取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにすること

③年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと

④審議項目数や開催頻度を適切に設定すること

⑤審議時間を十分に確保すること

(13) 取締役会の機能発揮に向け、内部監査室が取締役会に対しても適切に直接報告を行います。

2. 監査役会・監査役

(1) 監査役会では、監査に係る重要事項について協議、決議等を行います。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見陳述を行い、常に取締役を監視できる体制とします。

(2) 監査役会は、会計並びに税務に係る見識、豊富な監査経験を持つ人材を含み、バランスよく多様性に富んだ者で、その半数以上を社外監査役により構成します。

(3) 監査役の候補者については、取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる高い専門性、見識、経験を有している人物を候補者とし、監査役会の同意を得ることとします。要件に合致する監査役候補者は、その適格性等を取締役会にて審議の上、決定します。

(4) 監査役がその任期中、各選定基準の条件の全部又は一部を充たさなくなった場合や当社の監査役として不適格であると認められる場合は、取締役会の審議を経たうえで、法令にもとづき所定の解任手続をとります。

(5) 監査役の選任にあたっては、株主総会招集通知において略歴、地位及び重要な兼職の状況その他事項の記載を行い、また候補の理由を開示します。なお、監査役を解任すべき事情が生じた場合には、適時開示資料などにその理由を記載します。

(6) 監査役の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示し、兼任数は合理的な範囲とします。

3. 指名報酬委員会

(1) 指名報酬委員会は、3名以上の委員で構成し、その過半数は独立社外取締役とし、委

員長は独立社外取締役とします。

(2) 指名報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、次の事項に関して審議し、取締役会に答申します。

- ①取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- ②代表取締役の選定・解職に関する事項
- ③役付取締役の選定・解職に関する事項
- ④取締役の報酬等に関する事項
- ⑤取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ⑥後継者計画（育成を含む）に関する事項
- ⑦その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

4. 役員報酬

(1) 取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内とし、役位ごとに定められた固定報酬及び毎期の営業利益等による各取締役の個人業績評価から変動報酬（社外取締役を除きます。）を算定し、指名報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において各取締役の適正な報酬額を決定します。

(2) 監査役の報酬については、定額報酬のみで構成します。

5. トレーニング

(1) 取締役又は監査役が新たに就任する際は、会社法およびその他の関連法令、経営戦略、財務分析などに関する研修を必要に応じて行う方針です。また、社外役員に対しては、当社グループの事業概況の説明や主要拠点の視察を必要に応じて実施します。

(2) 取締役は、常に時代の動向、経営環境及び市場の変化を的確に把握すると共に、それに適合した新しい知識等の取得、自己研鑽に努めるため、定期に開催される社内研修以外に、各責務に応じた外部セミナー等を受講する方針です。

(3) 監査役は、「監査役監査基準」の定めに基づき、監査機能の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、常に監査品質の向上等に向けた自己研鑽に努める方針です。

6. 会計監査人

(1) 当社は、会計監査人が株主および投資家に対して株主の当社経営への信頼性および透

明性の確保のための重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切に協働します。

- (2) 会計監査人は、当社からの独立性が確保され、その監査の品質管理のため組織的な業務運営がされていなければなりません。
- (3) 会計監査人が、高品質な監査を行うための十分な監査時間を確保し、当社経営陣幹部への面談を希望した場合は面談機会を確保し、監査役・内部監査室および独立社外取締役との連携を確保します。
- (4) 会計監査人が不正を発見し、適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の当社の対応体制を確立します。

7. 経営会議

経営会議において、経営等に関する重要事項を適切・迅速に審議し、当該重要事項の円滑な執行を図ります。

8. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに係る事項の検討、審議を行い、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築を図ります。

9. サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会において、持続可能な社会の発展に係る事項の検討、審議を行い推進していきます。

10. 内部統制推進委員会

内部統制推進委員会において、会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制の整備・運用を推進していきます。

VI. 株主との対話

株主および投資家との対話を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように努め、代表取締役及び取締役管理本部長が中心となり建設的な対話に努めるとともに、IR担当として経営企画部に専任者を置き補佐します。

- (1) 株主をはじめとするステークホルダーに、当社グループの経営理念や長期的な経営ビジョンを共有いただけるよう、法令等により義務づけられている情報に加え、非財務

情報についての開示の拡充を図るとともに、情報の開示にあたっては、内容を十分理解いただけるよう、具体的かつわかり易い表現に配慮した記述に努めます。

- (2) アナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会、個人投資家を対象とした説明会は、代表取締役社長もしくは管理本部担当取締役が出席し、当社の事業や経営戦略に対する理解を深めて頂くよう努めるとともに、個別訪問や電話会議を実施します。
- (3) 株主のみならずアナリスト、機関投資家等との対話に際しては、社内規程に基づきインサイダー情報の管理を徹底します。
- (4) 株主からの対話（面談）の申込みに対しては、次のaからfの手段により、前向きな対応を行います。
 - a 株主総会における質疑応答
 - b 年2回（4月、10月）のアナリスト・機関投資家向け決算説明会
 - c 機関投資家とのショートミーティング・個別面談
 - d 個人投資家向け I R セミナー・ I R イベント参加における企業説明会
 - e I R 専用窓口の設置
H P : <https://www.toumei.co.jp/ir/contact/>（フォームでの問い合わせ）
メール : ir-info@toumei.co.jp（メールでの問い合わせ）
 - f 当社ウェブサイトにおける「 I R 情報」の充実
<https://www.toumei.co.jp/ir/>

以 上

2020年 9月18日 制定

2021年 9月 1日 改定

2021年12月20日 改定